

第10回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会

議事概要

■ 日 時 平成21年12月7日(火) 13:00~15:00

■ 場 所 上北山村振興センター

■ 出席者

<委員等>

田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島圏研究センター 教授 (ご欠席)
西田 正憲	奈良県立大学 教授 (ご欠席)
日比 伸子	橿原市昆虫館 資料学芸係長 (ご欠席)
村上 興正	元京都大学 講師
横田 岳人	龍谷大学 准教授 (ご欠席)

<関係機関>

林野庁近畿中国森林管理局三重森林管理署	(ご欠席)
奈良県文化観光局ならの魅力創造課	福野 博昭 主任調整員
奈良県くらし創造部自然環境課	(ご欠席)
三重県環境森林部自然環境室	(ご欠席)
上北山村建設産業課	福本 清 課長
	松島 克典 主幹
川上村地域振興課	辰巳 龍三 主任
大台町宮川総合支所産業室	栢田 満 係長

<関係団体等>

上北山村議会経済常任委員会／上北山村漁業協同組合	金山 進英 委員長／組合長
上北山村観光協会／上北山村区長会	更谷 昌美 会長／代表
上北山村商工会	中谷 守孝 会長
(財) グリーンパークかわかみ	(ご欠席)
大杉谷自然学校	(ご欠席)
近畿日本鉄道(株)大阪輸送統括部運輸部事業課	(ご欠席)
山岳ガイドクラブ 北山いこら	鎌田 誠明 会長
奈良県勤労者山岳連盟	(ご欠席)
奈良県山岳連盟	野田 健司 自然保護委員
奈良県タクシー協会	(ご欠席)
奈良交通(株)吉野営業所	松尾 茂 所長
(社) 日本山岳会関西支部	斧田 一陽 自然保護委員長
特定非営利活動法人森と人のネットワーク・奈良	(ご欠席)
大台ヶ原パークボランティアの会	(ご欠席)
吉野きたやま森林組合	森岡 哲也 参事

ワーク 2 1 上北山

(ご欠席)

<事務局>

環境省 近畿地方環境事務所

統括自然保護企画官

佐々木 仁

国立公園・保全整備課長

杉田 高行

自然保護官

松尾 浩司

吉野自然保護官事務所

自然保護官

瀧名 功太郎

(株) スペースビジョン研究所

代表取締役

宮前 洋一

取締役

宮前 保子

研究主査

安場 浩一郎

■ 議 事

(1) 平成 21 年度西大台利用調整地区の運用結果について

(2) 法改正等に伴う西大台利用調整地区の今後の運用について

■ 議事概要

(1) 平成 21 年度西大台利用調整地区の運用結果について

・本年度は、違反者は何人あったか？

→ (事務局) 11 月末までの状況は、まだ把握できていないが、現在、把握できている範囲では、認定書無しの立入りが計 9 人確認されている。

・今年度の上北山村のツアーの参加者が少なかったのは、広報不足が原因として考えられる。次年度も継続するなら、環境省は広報に十分な時間を取って村との協力体制をつくる必要がある。

・現在、申請は、立入り日の 10 日前までに行う必要があるが、申請書の受理から認定証の発行までに、実際にかかる時間はどの程度か？

→ (事務局) 実際に作業にかかる時間は 5 日間程度であるが、認定証の郵送にかかる時間や土日祝日を考慮する必要があるため、現在の手続きの方法では、10 日間程度の期間が必要である。

(2) 法改正等に伴う西大台利用調整地区の今後の運用について

○次年度以降の事務実施体制について

・次年度の認定事務の改善について、決定事項を教えてほしい。

→ (事務局) 現在、本省で、代表者に対する認定の基準や手続き等の規定について整備を進めている。来年 3 月にはこれらの規定が確定し、来年度から改正法が施行される予定。次年度 1 月の認定事務の開始には間に合わないため、1 月から 3 月までは現行の手続きで事務を行い、4 月 1 日より新しい手続きに移行する予定である。インターネット申請については、次年度の出来るだけ早い段階で導入を図りたい。

・上北山村商工会から指定認定機関の指定の申請があり、現在審査中とのことだが、いつ頃決定するのか？

→ (事務局) 12 月中旬には回答があると思われる。なお実務面の整備については、前倒しで既に取り掛かっている。

・今年度の立入認定では、認定の決裁権者は近畿地方環境事務所長であったが、上北山村商工会が指定認定機関になれば、認定の決裁権者は移行するのか？

→（事務局）移行する。商工会が指定認定機関になれば、認定は商工会が行うことになる。

○申請から認定までの期間の短縮について

・昨年度の協議会でも要望が出ていたが、指定認定機関の窓口へ直接来た人や、村に宿泊した人に対しては、当日または翌日に認定が出せるようにしてほしい。

→（事務局）次年度の事務の体制については、現在、上北山村商工会と整備を進めているところである。インターネット申請の導入等により、申請から認定までの期間を出来るだけ短縮し、利用者の利便性が向上するよう努力したい。

○申請手続きの方法について

・インターネット申請が確立するまでの中間的な方法として、ファックスを用いた申請手続きを行う可能性はあるか？

→（事務局）現在の手続きでは、申請書には押印と手数料分の収入印紙が必要なため、現段階では、ファックスによる申請書の受理は難しいと考える。

・インターネット申請では、カードによる決済は可能になるのか？

→（事務局）インターネット申請における手数料入金の確認システムについては、現在検討中である。

・ビジターセンターで申請できる仕組みや、レクチャーの際に手数料を払うことができるような仕組みについても検討することを要望したい。

○代表者に対する認定について

・グループの代表者が申請を行う場合、代表者以外の氏名、住所の記入は必要か？

→（事務局）現在、本省で検討中であるが、現段階では、代表者のみ住所、氏名を記入し、その他は人数のみ記入することが想定されている。この場合の代表者の条件等についても、現在検討中である。

・遭難対策上からも、グループ各人の氏名等の把握は必要であると考えられる。

○申請手続きに係る法改正について

・認定の基準や手続き等については、法律で全国一律の事項として定めるのではなく、地域の特性を踏まえて、利用調整地区ごとにルールを定めるのが適切である。

・この協議会や利用対策部会へ出された認定手続き等に関する要望や意見は、本省にしっかり伝えてほしい。

○その他の運用について

・西大台から小処方面へ降りる、または小処方面から登る利用者に対して、レクチャーの時間を早くするなどの対応を検討してほしい。

・小処温泉の利用者の減少や、東大台を含む大台ヶ原全体の利用者が減少している中、利用調整地区の運用が、地域の経済や観光の振興につながるような方策についても検討してほしい。

・東大台においても、西大台と同様の規制が行われているとの誤解が生じないように、広報等については十分配慮してほしい。

(3) その他

○大杉谷登山道について

- ・現在、三重県が、桃の木小屋までの修復に取り組んでいる。平等岨の吊橋については、本年7月の検討会を受けて、環境への負荷が少ない方法で整備することが決まっており、来年には着工する予定。光滝付近の崩落箇所については、吊橋の整備費用が大きく、また環境への負荷も大きいことから、現在、修復整備の方針は決まっていない。そのため、登山道の再開までは、まだ当分はかかるとみられる。
- ・(事務局) 桃の木小屋までの登山道と平等岨の吊橋の整備は、環境省の直轄事業として、三重県に施行委任する形で実施されている。
- ・大台ヶ原の利用と大杉谷の登山道とは密接に関係しているため、大杉谷の修復についても、早期に方針を出すようにしてほしい。

○公共交通の利用促進について

- ・路線バスの利用者が減少している中、今年度秋季に実施されたバス利用者への記念品の配布は、良い取り組みであった。次年度も、さらに公共交通機関の利用者が増えるような取り組みをお願いしたい。

[文責：近畿地方環境事務所]